

# 奈良県青少年の健全育成に関する 条例のあらまし

明日の奈良県を担う青少年が、国際化の進む現代社会の中で、人権尊重の精神と社会の一員としての役割を自覚し、さらに、創造性に富み、しかも個性豊かな人間として、心身ともに健やかにたくましく成長することは、県民すべての願いであります。



## 主な内容

- 奈良県青少年の健全育成に関する条例の概要 P2.
- 青少年のインターネット利用環境の整備 P3.
- 図書類の販売、貸出についての規制 P4～P5.
- 興行を行う場所、遊技場営業を行う店舗についての規制 P6.
- 中古物品等を取り扱う店舗についての規制 P6.
- がん具刃物類の販売についての規制 P6.
- 青少年健全育成に関する条例によるその他の規制等 P7.

# 奈良県青少年の健全育成に関する条例の概要

## 目的【第1条】

青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、県の施策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を規制し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的としています。



## 基本的理念【第2条】



すべての青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するように配慮されなければなりません。

## 県民の責務【第4条】

すべて県民は、青少年の健全な育成についての関心と理解を深め、それぞれの立場で青少年の健全な育成に努めなければなりません。



## 県の責務【第5条】

県は、国及び市町村と連携し、かつ、県民の参加のもとに青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施します。

## 青少年の定義【第17条】

規制に関する青少年の定義は、**18歳未満の者**（婚姻により成年に達したものとみなされた者を除く。）です。



## ■携帯電話インターネット接続役務提供事業者のみなさまへ

### インターネットに係る自主規制等【第19条の2】

- インターネットに係る自主規制等の対象となる情報とは、「青少年インターネット環境整備法」に規定する**青少年有害情報**です。
- 保護者は**、インターネット利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、適切に活用するために必要な教育を行い、**利用を適切に管理するよう努めなければなりません**。

### 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等【第30条の2・第30条の3】

- 使用者が青少年かどうか**を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が**確認する義務**
- 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等による**保護者等への説明・書面交付義務**

#### ※説明事項

- ①青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること
- ②青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪被害を受けるおそれがあること
- ③その他知事が定める事項
  - ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供するフィルタリングサービスの内容
  - ・保護者がフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由及び理由書の提出が必要であること



- フィルタリングサービス不使用の場合の**保護者による書面提出義務**

#### ※利用しない理由

- ①青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで、業務に著しい支障が生じる場合
- ②青少年が心身に障がいをもつ又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで、日常生活に著しい支障が生じる場合
- ③保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットの利用の状況を適切に把握することなどにより、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにする場合

- 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が**条例の義務規定に違反した場合の勧告**
- 勧告に従わない**携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等の**公表**
- 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する、**規則で定める理由を記載した書面提出を条件とするフィルタリングサービス提供除外及び当該書面の保存義務**
- 勧告に必要な限度で、青少年の**保護者への質問、資料提出**

## ■図書類の販売、貸出を行う店主のみなさまへ

### 有害図書類の販売等の制限【第21条】

- 知事は、青少年の健全育成を図るため必要があると認められるときは、有害図書類として指定できます。
- 図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類を青少年に販売及び貸し付け、又は閲覧させてはいけません。



**罰則** 違反した者は、**30万円以下**の罰金

### 有害図書類の区分陳列等【第21条の2】

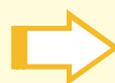
- 有害図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類を陳列するときは、**他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければなりません。**

#### 区分陳列の例



- 区分陳列をするとともに、有害図書類の陳列の場所に見えやすいように、青少年に販売又は、閲覧させることが禁止されている旨の掲示をしなければなりません。

※掲示の一例  
(よく見える大きさの文字を使用)



成人コーナー  
奈良県青少年の健全育成に関する条例により、18歳未満の方は、購入・閲覧することはできません。

## 有害図書類とは

図書類(書籍、雑誌、写真、ビデオテープ、CD-ROM、DVD等)で、

- ①知事により青少年に有害であると指定されたもの(個別指定)
- ②一定の基準を超える内容及び分量の性表現を有するもの(包括指定)

### ①個別指定

(知事による指定)

青少年の

性的感情を刺激

粗暴性や残虐性を助長

するような図書類

### ②包括指定

包括指定の場合、基準値を超える図書類は市場に出た時点で有害図書類とみなされます。  
この場合、有害図書類に該当するかどうかは事業者のみなさまが判断しなければなりません。

書籍または雑誌等で、卑わいな姿態等の写真に掲載したもの

(1枚でもあれば有害図書類となります。)

卑わいな姿態等の絵を掲載するページが10以上または総ページ数の10分の1以上であるもの

ビデオテープ、CD-ROM、DVD等で卑わいな姿態等の場面が合計3分以上または10場面以上あるもの

### 卑わいな姿態等とは

●全裸、半裸または、これらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む)

・陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態

・自慰の姿態      ・排泄の姿態

・愛撫の姿態      ・緊縛の姿態

●性交または、これに類する性行為で次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む)

・男女の性交      ・強姦その他のりょう辱行為

・同性間の性行為      ・変態性欲に基づく性行為



## ■興行を行う店主、遊技場営業を行う店主のみなさまへ

- 興行とは…映画、演芸など
- 遊技場とは…ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェなどの設備を設けて客に遊技をさせる営業所

### 深夜興行等への立入りの制限【第33条】

●深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に青少年を興行場又は営業所へ立ち入らせてはいけません。

**罰則** 違反した者は、**30万円以下**の罰金

●また、入り口など見やすい所に、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の表示をしなければなりません。

**罰則** 違反した者は、**10万円以下**の罰金又は料料

#### ※立入禁止の表示例

奈良県青少年の健全育成に関する条例により、午後11時から翌日の午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。



## ■中古物品等を取り扱う店主のみなさまへ

### 青少年からの買い受け等の制限【第31条】

●中古物品を取り扱う営業を行う方は、中古物品(図書類、ゲームソフトなど)を青少年から買い受けたりしてはいけません。買い受ける場合は、青少年が保護者の同意を得ていることをきっちりと確認しなければなりません。

**罰則** 違反した者は、**30万円以下**の罰金



## ■がん具刃物類の販売等を行う店主のみなさまへ

### 有害がん具刃物類の販売等の制限【第22条】

●知事は、青少年の健全育成を図るため必要があると認められるときは、有害ながん具刃物類として指定できます。

●がん具刃物類の販売を業とする方は、有害がん具刃物類を青少年に販売又は、貸し付けをしてはいけません。

**罰則** 違反した者は、**30万円以下**の罰金



## ■青少年健全育成に関する条例によるその他の規制等

### 深夜外出の制限【第32条】

●保護者は、青少年を深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に外出させないようにしなければなりません。

●何人も、正当な理由がある場合のほかは、深夜に青少年を同伴して外出してはいけません。

**罰則** 違反した者は、10万円以下の罰金又は料料



### 場所提供の禁止【第36条】

●青少年が飲酒、喫煙を行う(かもしれない)と知りながら場所を提供した場合、条例により罰せられます。

**罰則** 違反した者は、30万円以下の罰金



### みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止【第34条】

●何人も、青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をしたり、教えたり、見せたりしてはいけません。

●相手が青少年(18歳未満)であることを知らなかったからといって免責されるものではありません。

**罰則** 違反した者は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

### 立入調査【第37条】

●知事が指定した者は、以下のような場所において立ち入り、条例の遵守について調査や質問することができます。

※立入調査場所

書店、コンビニエンスストア、映画館、ゲームセンター、インターネットカフェ、カラオケボックス、携帯電話販売店、ボーリング場など



他にも、条例による規制があります。

- ・販売等の自主規制【第18条】
- ・自動販売機による販売等の自主規制【第19条】
- ・入れ墨を施す行為等の禁止【第35条】 などが 있습니다。

詳しくは、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」をご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/7293.htm>



# 各種フィルタリングサービスを利用しましょう！

子どもに見せたくないサイトを制限するためには  
フィルタリングサービスを利用することが効果的です！

## フィルタリングサービスとは！

●子どもに閲覧させるのが好ましくないインターネット上の有害サイトを一定の基準で判断し、閲覧を制限するサービスです。



# 保護者の見守りも重要なフィルタリングです！

親子で話し合っ、一緒にルールを決めましょう！！

## ルール例

- ・フィルタリングを勝手に外さない
- ・人の悪口や個人情報をむやみに書き込まない
- ・利用時間を決める
- ・ネット上で知り合った人に会わない
- ・架空請求や嫌がらせを受けたら大人(親や先生など)に必ず相談するなど、お子様の成長に合わせてルールの見直しや緩和が必要です。

青少年を取り巻く社会環境に関すること・奈良県青少年の健全育成に関する条例のこと

奈良県くらし創造部 青少年・社会活動推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL:0742-27-8608